

## 総会（第4回）／総会議事録

1 開催日時 令和5年7月27日（木）14時00分～14時55分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（35名）

○農業委員（18名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳      2番 城山 正巳      3番 原口かよ子      4番 山口 明美  
5番 田川 康浩      6番 渡邊 重徳      7番 一瀬 晃      8番 福田 文夫  
9番 川副 博司      10番 朝長 洋市      11番 田添 利弘      12番 高見 健  
13番 渡邊 和秋      14番 富岡 勝真      16番 山田 武人      17番 岩崎 義秀  
18番 児玉 賢治

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 岩崎 照美      4番 小川 國治      5番 笠寺 幸雄      6番 富浦 春男  
7番 林 敏弘      8番 藤本 雅彦      9番 山浦 弘之      10番 山上 傳  
11番 井本 忠之      12番 井川 春彦      13番 久保 和幸      14番 瀬戸口裕子  
15番 森 良広      16番 野田 善則      17番 山本 治義      18番 小川 良一  
19番 山口 周次

4 欠席委員

○農業委員（1名）

19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（2名）

2番 松尾 慎二      3番 小野 重幸

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件  
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件  
第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件  
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件  
第3号議案 農地法第5条の規定による買受適格証明願の件  
第4号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件  
第5号議案 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件  
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件  
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件

6 事務局 局長 長石 弘頭

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和5年度第4回農業委員会定例総会」を開会いたします。  
それでは、総会の開会にあたり、農業委員会 川本康代会長がご挨拶申し上げます。

## 2 会長挨拶

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

出席委員は、定足数に達しております。

19番 梶原茂農業委員及び2番 松尾慎二推進委員、及び3番 小野重幸推進委員から欠席の届出があります。

## 3 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、1番 浅井和巳農業委員、18番 児玉賢治農業委員にお願いします。

## 4 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。

1ページ、報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。

ここで、お諮りします2ページの報告第2号は、報告第1号の1番福重に関連がありますので、一括して報告することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、報告第1号と報告第2号は、一括して報告することとします。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第1号、1番福重、寿古町の農地、地目 田、合計面積1,055㎡です。賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

続いて、2ページ報告第2号を説明します。1番福重、所在地、使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

両件とも、第5号議案の基盤法所有権移転の2番と関連するものです。

○議長

報告第1号及び報告第2号について、何かご意見・ご質問はありませんか  
<なし>

○議長

報告第1号及び報告第2号を終わります。

次に、3ページ。第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。

1番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、須田ノ木町の農地、地目 畑、面積113㎡。申請者は、記載のとおりです。本件は、申請者が所有する共同住宅の来客用駐車場4台分を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、自然流下。隣接する農地が南側にあります。

資金については、現状のまま利用するため必要ないとしています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局からご説明のとおりです。113平米で、そこを駐車場にするということで問題ないというふうに見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。  
<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて、2番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、面積51㎡。申請者は、記載のとおりです。本件は、申請者の自宅用駐車場2台分を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。東と西側には既存のブロック、北側にブロックを新設により土砂の流出を防ぐとしています。雨水排水は、道路側溝への放流。隣接する農地は、申請者の所有する畑が北側にあります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明どおり家の真ん中の通路のようです。後ろの方に農地がありますが、申請者の所有地です。日曜日に見てきましたが問題はないと見てまいりました。ご審議のほどお願いします。

○議長

2番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。

次に、4ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、向木場町の農地、地目 田、面積343㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、賃貸借です。

本件は、先月の違反転用議案で、追認許可相当の意見を判断いただいた案件です。7月に

県から追認許可相当の判断があり、今回の転用許可申請となります。内容は、申請人が経営する事業所の駐車場8台分を増設する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、土留め工事を施すとしています。雨水排水は自然流下。隣接する農地が北側にあります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明があったとおり、前回まで違反の案件であったが、きちんと手続きを進められたということで、問題ないと全員で見えてまいりました。ご審議をお願いします。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて、2番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、上諏訪町の農地、地目 畑、面積908㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、社会福祉法人の障害者等への農業体験の場として、家庭菜園及び利用者駐車場9台分を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.1m、盛土最高0.1m、現状を維持して、土砂流失を防止するとしています。雨水排水は、自然流下、汚水、生活雑排水は発生しません。隣接する農地は、申請者の所有する畑が東側にあります。資金については、預金残高証明書を確認

しています。

○議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先ほど写真がありましたが、ほぼ山林のような所を開いて駐車場にするという計画です。この奥の方にも以前、同じように駐車場を作る申請が上がっていたんですが、一つにまとめるような形で駐車場にするのかなと思われます。

ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

2番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。

続いて、3番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、原口町の農地、地目 畑、面積300㎡、申請人は、記載のとおりです。契約は、使用貸借です。

本件は、使用貸人の義父から使用貸借により申請地を借受けて、自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水は新設水路から市道側溝へ放流。汚水と生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣地農地は、北側に畑があります。

資金については、住宅融資仮審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明されたとおりです。市道方向に畑があり、その奥が今回の申請です。その下に私道があり、雨水が流れています。隣地は宅地化しており、この土地自体は問題ないと思います。

○議長

3番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。

続いて、4番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番福重、沖田町の農地、地目 田、合計面積2,194㎡。併用地である、市の公衆用道路等を含む全体面積は、2,433.61㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。市との道路等に関する開発については、協議中であることを確認しています。

本件は、譲受人が、木造2階建て共同住宅2棟、入居者用駐車場29台分の造成及び農道を拡幅して位置指定道路とする計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.2から0.9m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、雨水管を敷設して、北側の既存雨水路に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地が、北と南側にあります。資金については、融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明のとおりです。この土地の両隣は水田で、私たち地区の委員が見に行った時は、また日陰の問題が出てくると懸念をしておりました。個人的には私は反対ですが、田

んぼの真ん中で、転用が進んでいく懸念をしています。しかしながら、こういう申請が上がった以上、ある程度仕方がないのかなと心配をしまして説明を終わります。

○議長

4番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番福重は、許可相当とします。

続いて、5番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番福重、今富町の農地、地目 田、合計面積5,561㎡。併用地である、雑種地等を含む全体面積は、5,597㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、建築条件付売買予定地の22区画、道路、開発公園を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.4m、盛土最高0.8m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、用水路への放流。水利権者からの同意書が提出されています。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。東と西側に農地があります。

資金については、融資証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

なお、本件は、3,000㎡を超える開発であり、開発許可を要します。当該申請に際して、関係機関との事前協議を終えています。

○議長

それでは、5番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明のとおりです。23日に地区の委員全員で見てきました。ここの間には、昔から里道があります。このため、今度の計画ではこれから1メートル緩衝地を設けて計画をするということになっていますので、日当たりとか一応見る限りでは、何も問題はない

と思います。

それと雨水排水についても、真ん中に水路を設けるように計画をしてあり、問題がないということで見て来ました。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

○議長

5番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番福重は、許可相当とします。

次に、6ページ。第3号議案「農地法第5条の規程による買受適格証明願の件」を議題とします。

本件に関する競売の取り消しがあったため、申請人から当該申請の取り下げの願い出がありましたので本議案は、取り下げとします。

次に、7ページ。第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。

1番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、溝陸町の農地、地目 畑、面積953㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によると、現地はみかん畑だったが、自然荒廃により山林化しているとしています。

場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明があったとおり、22日に農業委員と推進委員で確認したところ、もう周りはもう、竹林ということで承認するしかないと見てまいりました。

皆様のご審議をお願いします。

○議長

1 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番三浦は、非農地と判断し、これを通知することとします。  
2 番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積 223㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、現地は、自然荒廃により山林化しているとしています。

場所は、スライドのとおりです。

事務局で、令和 4 年 10 月時点の航空写真では、一部山林化しており受理したのですが、7 月 21 日に現地調査を行った際には、樹木は伐採されていたことをご報告します。

○議長

それでは、2 番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

場所は、事務局の説明のとおりです。

私も 6 年間農業委員をしてきたのですが、今村地区で非農地が、今まで 6 件くらいの申請がありました。

それで、今回のようにですね、ここに書いてありますが、自然荒廃により山林化しているということで、現地確認に行きましたところ、草が生えているくらいで木は見当たらなかった。本人が事務局に見えられたんですか。

○事務局

はい。本人が来られて申請をされています。

○委員

それで、現地確認を 5 人の委員で行きました。今回は、取り下げてもらえないかという委員の意見が出ました。

○議長

2 番について、ご異議がありましたので、意見はありませんでしょうか。

○委員

三浦地区の委員の中でも何で取り下げの必要があるのか、詳しい理由を聞きたい。却下とするための理由が必要ではないか。

○委員

これを許可した場合には、いろいろ問題が起こる可能性がある。そういうことで、委員として認められないという判断をしました。

○議長

ほかにご意見ございませんか。

○委員

そこを削るという計画があるのですか。予想での判断は、我々も困る。

○事務局

本件の申請者は、建設残土を大規模に自分の保有する山林を伐採して、無届けで入れておられ、行政機関から指導を受けています。

そういった中で、地元委員として無届けの工事をされる方なので、不安を抱いておられると思います。

今回の場所は、山林の状況であったものを勝手に切られて、農地に戻ってますので、事務局として、山林として認める必要ないと考えています。

○委員

1回はですね、委員のみで現地確認に行きました。その後、農業委員会事務局から電話があり、再度確認に行きました。3枚あるが、一番下の所に、土砂を入れている航空写真がある。何年前か分からないが、重機機械が入っている写真もありました。そういうことで判断しました。

○議長

もともと畑だったところが山林化しているということで、非農地証明をして欲しいという届けが出ています。

この現状の写真を見ると、山林ではない。それならば、畑に戻る状況に今なっている。他にご意見ありませんでしょうか。

<なし>

○議長

ここでお諮りしてもよろしいでしょうか。それでは、農業委員さんにお諮りします。

「非農地として承認して良い」という方は、起立をお願いします。

<起立者なし>

○議長

起立する方は、いませんでした。  
非農地申請は、却下することとします。

○議長

続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、徳泉川内町の農地、地目 畑、面積4,125㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、現地は自然荒廃により山林化しているとしています。  
場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

場所は、事務局の説明のとおりです。  
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、非農地と判断し、これを通知することとします。  
次に、8ページ。第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松 竹松町の農地、地目 田、面積1,176㎡、売渡し申込者及び買受け申込者、及び所有権移転の権利は記載のとおりです。  
場所は、スライドのとおりです。  
申出書によると、買受申込者は水稻を計画しています。  
買受申込者は、認定農業者であり、経営状況から、農業経営基盤強化促進法附則(令和四年法律第五六号)の第5条第2項の規定に該当するものです。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、竹松地区唯一の基盤整備地区です。水稻を現在栽培されており問題ないと思います。ご審議のほどお願いします。

○議長

1番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番竹松は、承認することとします。

続いて、2番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番福重 寿古町の農地、地目 田、合計面積1,055㎡、売渡し申込者及び買受け申込者、及び所有権移転の権利は記載のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。

申出書によると、買受申込者は水稻を計画しています。

買受申込者は、認定農業者に準じる者であり、経営状況から、農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項の規定に該当するものです。

○議長

それでは、2番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

売渡人の隣の人が買受希望者です。近所で相談をしながら決められたことだと思います。

○議長

2番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

それでは、2番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番福重は、承認することとします。

次に、9ページ。第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、10ページの、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案、及び第7号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用集積等促進計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、議案と併せてご覧ください。

資料1の1番は、第6号議案の1番萱瀬、第7号議案の1番萱瀬です。

田下町の農地、合計面積3,180㎡。

促進計画の借入申込者は、記載のとおりで、水稻を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第6号議案及び7号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案は承認することとし、第7号議案については、計画のとおり要請することとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。